

発展の権利宣言 33 周年 人権専門家が共同声明

2019/12/04

国連人権高等弁務官事務所

発展の権利宣言 33 周年に際し、24 名の人権理事会特別手続担当者が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。発展の権利は、経済的・社会的・文化的・政治的发展に関する参加・享受の資格を全ての人々・民族に与えるものである。有意義な参加とは、単に協議することではなく、人々を自身の発展に影響する意思決定の中心に置くことである。「2030 アジェンダ」の全体を通して、発展の権利宣言が基本方針であることが再確認されている。開発が持続可能となるには、利害のある全ての人々を包含する包括的なプロセスでなければならない。社会全体が開発の恩恵を受けるようにするには、コミュニティの参加の妨げとなる可視・不可視の障壁を除去することが不可欠である。全ての国に対して、あらゆる人々の参加確保のために、計画を進め監視する制度を設けるよう求める。また、参加する全ての人々に対し、参加確保の方法を注視するよう求める。

人権理事会 来年度の議長を選出

2019/12/09

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は、来年度の議長に Elisabeth Tichy-Fisslberger さん(オーストリア)、副議長に Nasir Ahmad Andisha さん(アフガニスタン)、Socorro Flores Liera さん(メキシコ)、Juraj Podhorsky さん(スロバキア)、Yackoley Kokou Johnson さん(トーゴ)を選出した。Johnson さんは報告者も務める。任期は 2020 年 1 月 1 日から 1 年間である。挨拶をした現議長は、世界中で信頼を高め人権を促進するために、人権理事会は成果を出さなければならないと述べた。今日の会合ではまた、理事会の活動方法強化のための長期的効率性に関する議長声明が採択された。この声明によって、議題が増大する現状下で、世界中の人権を促進・保護する任務を維持しつつ活動を能率化するための一連の措置が採択された。さらに、障がい者の施設・サービス等の利用の容易さを担当するタスクフォースから現状報告があった。理事会第 43 会期は 2020 年 2 月 24 日～3 月 20 日に開催される。

人権デーに向けて高等弁務官が声明

2019/12/09

国連人権高等弁務官事務所

12月10日の人権デーに向けて、バチエレ人権高等弁務官が声明を発表した。内容は以下のとおり。今年は特に若者による驚くほどの行動主義の年であった。今まさに国連気候変動枠組条約国会議が開かれているが、我々は、地球が直面している危機に対して立ち上がり声を大に主張している多くの子ども達、ティーンエイジャー、青年達全てに感謝している。彼らは、自分達とまだ生まれていない子ども達の将来が危機にさらされていることを指摘している。もちろん、気候危機その他の人権危機に取り組むことを若者だけに任せておくことはできない。我々は、全ての人々の権利・尊厳・選択が実現された世界に向けて、平和的に力強く前進する必要がある。政策決定者は、世界人権宣言のビジョンを理解しているだろうか。世界の指導者に対して、狭隘な政治的利益を追求するのではなく、子孫を含むあらゆる人々のために、真のリーダーシップと長期的ビジョンを示すよう求める。

人種差別撤廃委員会 第 100 会期を祝う

2019/12/13

国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会の会合で第 100 会期が祝われた。人権高等弁務官事務所の代表は、35 の一般勧告作成により国際法の発展に貢献し、早期警戒・緊急行動手続を通じて人種差別防止の役割を果たし、国家間の通報を始めたことなどを挙げ、委員会の成果を称えた。とはいえ、人種的ヘイトスピーチの拡大、ナショナル・ポピュリズムや人種的優越性の復活、マイノリティ・移住者・アフリカ系の人々・先住民族など弱者への構造的差別の持続など、多くの課題や揺り戻しが生じている。それゆえに、人種差別撲滅における委員会の存在はこれまで以上に重要であり、また、市民社会や国内人権機関を含む国連内外の機関の経験・成功例の共有、一層協調した行動も必要であると述べた。委員会の委員は、そうした人種主義の高まりに対する委員会の活動の必要性を強調した。人権団体の代表らも、委員会の活動と成果に感謝しつつも、人種的ヘイトスピーチなどが存在することを指摘した。

人種差別撤廃委員会第 100 会期閉幕

2019/12/13

国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会第 100 会期が閉幕した。会期中に委員会は、人種差別撤廃条約の実施状況に関するカンボジア、コロンビア、アイルランド、イスラエル、ウズベキスタンの報告書を審査し、それぞれに対する最終見解と勧告を採択した。また、早期警戒・緊急行動手続の下で 4 件の書簡を送付、1 件の決議を採択し、委員会と協力する人権擁護活動家に対する報復の通報に関するガイドラインも採択した。さらに、イスラエルに対するパレスチナの通報に関して決議を採択した。12 月 9 日の NGO との特別会合では、活動・可視化・協力の強化を討議した。加えて、人種的プロファイリングの防止・撲滅に関する一般勧告 36 号草案作成に関する作業も継続して行った。第 101 会期は 2020 年 4 月 20 日～5 月 8 日に開催され、デンマーク、イタリア、レバノン、オランダ、シンガポール、スイスの報告書が審査される予定である。

国際移住者デーに向けて共同声明

2019/12/17

国連人権高等弁務官事務所

12月18日の国際移住者デーに向けて、移住者の権利に関する特別報告者と移住労働者権利委員会委員長が共同声明を発表した。内容は以下のとおり。移住政策の見直しが多く地域・国で行われているが、治安の問題が移住者の人権より優先することがあってはならない。治安に対するもったもな懸念があり、特定の人権の制限が正当であっても、移住者やその支援者が処罰されてはならない。ヘイトスピーチが移住者に対する偏見や処罰を引き起こしており、人権の実現に重大な悪影響を及ぼしている。各国は今こそヘイトスピーチ撲滅措置を強化すべきである。移住者に関するグローバルコンパクトは、移住の全ての段階であらゆる人々の人権尊重のために貴重なものであるが、グローバルコンパクトの完全実施には国家間の協力、国連・市民社会などの支援が不可欠である。また、移住者の女性・少女特有の状況が十分に考慮されることも必要である。

女性差別撤廃条約 40 周年

2019/12/18

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃条約 40 周年記念イベントがニューヨークで開催され、女性差別撤廃委員会副委員長が声明を述べた。内容は以下のとおり。40 年間に女性差別撤廃委員会が審査した締約国報告書は数百に上る。委員会の勧告に従い、多くの国で憲法・法律・行政上の改革が行われた。また、選択議定書の発効以降、委員会は 108 件の個人通報に対して最終決定を採択し、32 件を権利侵害ありとしたが、関係国が満足な措置をとったのは 14 件に過ぎない。さらに、選択議定書 8 条に基づく調査手続に関する情報が増えつつあり、これまでに権利の重大・組織的な侵害ありとする 5 件の調査報告書を採択した。加えて、37 件の一般勧告を採択した。主なものは、19 号(女性に対する暴力)、30 号(紛争防止・紛争中・紛争後における女性)、35 号(19 号を更新するジェンダーに基づく女性に対する暴力)、37 号(気候変動に関わる防災におけるジェンダーの側面)などである。